

日本NP教育大学院協議会主催 平成28年度 ハワイNP研修 募集のご案内



== 募集要項 ==

1. 旅行期間: 2017年3月11日(土)~3月18日(土)6泊8日
2. 旅行代金: ①デラックスプラン(ハイアットリージェンシー宿泊)
旅行代金: 447,487(成田発着、2名様1室利用)
②スタンダードプラン(シェラトンプリンセスカウラニ宿泊)
旅行代金: 344,487円(成田発着、2名様1室利用)
* 上記旅行代金には、研修費用(142,687円)が含まれています。
* 燃油サーチャージ(0円 2016年11月28日現在)および成田空港施設使用料・
旅客保安サービス料・海外空港諸税等が別途必要となります。
3. 訪問国: アメリカ(ハワイ・オアフ島)
4. 最少催行人員: 20名様

【研修企画: 日本NP教育大学院協議会】

【お問合せ及び申込先: 近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター 東日本】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階

TEL: 03-6730-3220 FAX: 03-6730-3229 E-mail: tourdesk36@or.knt.co.jp

「日本NP教育大学院協議会主催 平成28年度 ハワイNP研修」係 担当: 加々美・小室

営業日・営業時間: (月)~(金)10:00~17:00 ※土・日・祝日・年末年始(12/29-1/3)お休み

※お取消・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。

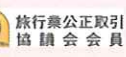
総合旅行業務取扱管理者: 伊藤義彦、小室智恵子

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施: 近畿日本ツーリスト株式会社 ECC営業本部 第6営業支店】

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F

観光庁長官登録旅行業第1944号、(社)日本旅行業協会正会員、
一般社団法人日本旅行業協会正会員



スケジュール

日次	月日 曜	都市	時間	交通 手段	スケジュール	食事 デラックス	食事 スタンダード
1	2017 3/11 (土)	成田 ホノルル	20:00 7:41	DL580 専用車	成田空港ご集合⇒結団式 空路、ホノルルへ日付変更線..... 到着後、市内観光 モアナアガーデン(入場)、パールハーバー(入場)、 昼食、ダイヤモンドヘッド(入場)などへ ハイアットリージェンシー着 シェラトンプリンセスカイウラニ着 ※いずれのホテルもチェックインは15:00以降となります。 (ホノルル泊)	機 ×	機 ×
2	3/12 (日)	ホノルル	終日	専用車	現地在住の日本人NP 魁生峰子さまご自宅にて講義 医療制度、診療報酬制度、米国のNPの役割・実態・活動、質疑応答 夕方:交流会 (ホノルル泊)	朝 × 夕	× × 夕
3	3/13 (月)	ホノルル	午前 午後	徒歩 専用車	Waikiki Health Center(ワイキキビーチのクリニック) クリニック説明&院内ツアー Waianae Coast Comprehensive Health Center (ワイアナエ地区の原住民の受け入れをしている病院) 院内ツアー、NP研修生のお話、Q&A Minit Clinic(ドラッグストア内の診療施設) 店舗自由見学 (ホノルル泊)	朝 × ×	× × ×
4	3/14 (火)	ホノルル	午前 午後	専用車	Hawaii Pacific University(講義) アメリカのERの諸問題や急性期NPのあり方、キャンパスツアー 大学でのNPカリキュラム・プログラムなど Saint Francis Hospice(ホスピス) 現役NPとのディスカッション (ホノルル泊)	朝 × ×	× × ×
5	3/15 (水)	ホノルル	午前 午後	専用車	Tripler Army Medical Center (米国陸軍病院) 院内ツアー Queen's Medical Center (大病院) NPとのディスカッション&院内ツアー (ホノルル泊)	朝 × ×	× × ×
6	3/16 (木)	ホノルル	終日 夕刻		各自、自由行動 フェアウェルパーティ(ハイアットリージェンシー内Seafood Village) (ホノルル泊)	朝 × 夕	× × 夕
7	3/17 (金)	ホノルル	朝 11:37	DL579	専用車にて空港へ 空路、帰国の途へ (機内泊)	× 機	× 機
8	3/18 (土)	成田	15:30		到着後、入国審査・通関後、解散	機 × ×	機 × ×

※視察先は、先方の状況により変更になることがあります。※日程発着時間等は天候、各関係機関の都合にて変更になることがあります。
 ■時間帯の目安: 早朝=4:00~6:00 朝=6:00~8:00 午前=08:00~12:00 午後=12:00~16:00 夕刻=16:00~18:00 夜=18:00~23:00
 深夜23:00~4:00 終日=09:00~17:00 ■食事:朝:朝食、昼:昼食、夕:夕食、機:機内食、×:食事なし

研修先について

①魁生峰子さまご自宅にて講義

ハワイ、オアフ島の『カピオラニ・ウーマン&チルドレン病院』に勤務する、ナースプラクティショナー。医療制度、NPの役割などについて講義いただきます。



※イメージ

②Waikiki Health Center

カラカウア通りの裏に位置する小さなクリニック。現地NPが院内をご案内いたします。

③Waianae Coast Comprehensive Health Center



※イメージ

オアフ島の西側「ワイアナエ」は貧困層が多い地域です。このヘルスセンターは、貧困層・原住民を多く受け入れている病院です。NP研修生、医師とのディスカッションの場を設けております。

④Hawaii Pacific University

大学でのNPカリキュラム・プログラム、アメリカのERの諸問題や急性期NPのあり方に関する講義の後、キャンパスツアーを行います。

⑤Saint Francis Hospice

ホスピスで働くNPやシスターとのディスカッションの場を設けております。

⑥Tripler Army Medical Center

退役軍人病院を訪れます。通常視察を受け入れていないため、本ツアー特別視察となります。

⑦Queen's Medical Center

ハワイ王朝のエマ女王とキング・カメハメハIV世が1859年に設立したハワイ州最大の私立病院。主な内容:NPとのディスカッション、院内ツアー



※イメージ



※イメージ



※イメージ

募集要項・旅行条件

■旅行期間:2017年3月11日(土)~3月18日(土)6泊8日

■旅行代金:

①デラックスプラン(ハイアットリージェンシー宿泊)

旅行代金:447,487円(成田発着、2名様1室利用)

②スタンダードプラン(シェラトンプリンセスカイウラニ宿泊)

旅行代金:344,487円(成田発着、2名様1室利用)

※上記旅行代金には、研修費用(142,687円)が含まれています。

※燃油サーチャージ(0円 2016年11月28日現在)および

成田空港施設使用料・旅客保安サービス料・海外空港諸税等が別途必要となります。

■追加旅行代金

一室一名利用追加代金

ハイアットリージェンシーワイキキ:お一人様160,000円

シェラトンプリンセスカイウラニ:お一人様84,000円

ビジネスクラス利用目安追加代金 :お一人様 350,000円
(2016年11月28日現在)

※なお、取消料、変更保証金算出時の旅行代金とは、上記旅行代金と追加旅行代金の合計額です。

■最少催行人員:20名様

■最終申込締切 **2017年1月26日(木)**

■利用予定日本発着航空会社:デルタ航空

■利用予定ホテル:

デラックスプラン:Hyatt Regency Waikiki Resort & Spa

スタンダードプラン:Sheraton Princess Kaiulani

■添乗員:全行程同行します。

■食事条件:(この回数に、機内食は含みません。)

デラックスプラン:朝食5回、昼食1回、夕食2回

スタンダードプラン:朝食0回、昼食1回、夕食2回

相部屋について:本旅行は相部屋をお受けいたします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど、結果的に部屋をお一人で利用される場合でも一人部屋利用追加代金はいただきません。

旅行代金に含まれるもの

①航空運賃:日程表に記載された区間(エコノミークラス)

※この運賃・料金には運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金は原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものです。

②宿泊代金:(洋室2名1室ツイン利用、バス・トイレ付)

③専用車・現地係員費用

④団体行動中の税金・チップ等

⑤手荷物運搬代金:運輸機関の規定内手荷物料

⑥食事代金:日程表に記載の食事代金(機内食を除く)

デラックスプラン:朝食5回、昼食1回、夕食2回

スタンダードプラン:朝食0回、昼食1回、夕食2回

⑦添乗員費用(1名全行程同行)

上記各費用はお客様の都合により一部利用されなくても、払い戻しいたしません。

旅行代金算出基準日:2016年11月29日

旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

①旅券印紙代・証紙代:

②個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代など

③手荷物超過料金(23kgを超える分について)

④傷害、疾病に関する医療費

⑤任意の海外旅行傷害保険料

⑥運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)

※航空会社の定める付加運賃・料金に変更された場合は、増額になった時は不足分を徴収し、減額になった時はその分を返金します。

⑦現地空港税・航空保険料:6,330円

⑧成田空港施設使用料:2,090円

⑨成田旅客サービス保安料:520円

⑩国内移動経費

⑪渡航手続費用

⑫ESTA登録料\$14(1,540円)

※左記旅行代金には、ESTA登録代行手数料は含まれておりません。
※日本円換算額は2016年10月28日の三菱東京UFJ銀行の店頭売り渡し電信送金レート(1ドル=106.20円)を基準に算出しています。
※為替レートの変動により過不足が生じた場合、精算はいたしません。

■渡航手続代行料金について

この旅行の参加にあたっては、旅券、ESTA(電子渡航認証)、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続を代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

(1)米国のESTA(電子渡航認証)の登録もしくは修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国および日本の税関申告書の作成代行および旅券・査証の有効性確認 6,480円

(2)米国および日本の税関申告書の作成代行および旅券・査証の有効性確認 5,450円

(3)米国のESTA(電子渡航認証)の登録もしくは修正と確認証の発行または登録内容の確認 4,320円

*上記金額には、消費税(8%)は含まれております。

*弊社にてESTA(電子渡航認証)の登録後または出入国記録簿・米国査証免除手続き書類・税関申告書等を作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、上記渡航手続代行料金がかかります。

*上記金額にはESTA申請料\$14は含まれておりません。なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合ESTA申請料は\$4となります。

*日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

■旅券・査証について

(1)旅券(パスポート):帰国日まで有効なもの。入国時90日以上が望ましい。90日以下の場合、旅券の有効期限までの滞在が許可される。IC旅券(機械読取式)のパスポートが必要です。

(2)査証(ビザ):一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証でご入国いただけます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・電子渡航認証(ESTA)の取得はお客様の責任で行ってください。ESTAを取得できなかった場合は米国査証の申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただきます。その場合の取消料はお客様負担となります。なおこれらは、お客様のご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることができます。

*上記旅券、査証について日本国籍以外の方は自国・渡航先の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

お申込・お支払い方法

【1】参加申込書に必要事項をご記入の上、近畿日本ツーリスト(株)トラベルセンター東日本まで郵送またはFAXをお送りください。

【2】お申込書を送付後、1週間以内に下記口座に申込金をお振込みください。

※お申込書とお申込金を確認できた時点で正式なお申込となります。

※振込名義は、申し込みご本人様のお名前でお振込みください。

【振込み先】振込口座:三井住友銀行 近畿第一支店

普通口座:No. 4955040

口座名:近畿日本ツーリスト(株)

①デラックスプラン¥90,000(旅行代金の一部充当)

②スタンダードプラン¥70,000(旅行代金の一部充当)

【3】申込み締切後、催行確定後、「ご出発までのご案内」書類を送付いたします。

後日、残金の請求書をお送りしますので、出発前までに残金を上記口座にお振込みください。

【4】「旅のしおり」、「最終のご案内」書類を送付いたします。

パンフレット作成日:2016年11月29日
パンフレット承認番号:044916121011-K-PHP

ご旅行条件書(海外旅行)

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込書は、「旅行代金」「取消料」「予約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまが旅行申込書にお客さまのローンを記入される時は旅券に記載されているお名前を記入してください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客様が変更の場合に準じて変更手数料(「■お客さまの変更」に記載)をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、所定の取消料(「■取消料のかかる場合」に記載)をいただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意ください。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約をキャンセルした日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要で、申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとなります。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)

(3)お申し込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様が承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確定し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエディング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知し、その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエディング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額戻します。なお、「ウエディング登録」は予約の完了を保障するものではありません。

(4)日程上実現し利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます。)は、「ウエディング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされたまま、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

(5)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方があります。お申し込み時に参加に当たり特別な配慮が必要となるお申し出ください。(旅行契約成立後にこれら状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらかじめ当社にご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当社は、可能な範囲内でこれらに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。

(6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更することがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために適切に措置を要する費用は原則としてお客様が負担となります。

(7)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様が負担し、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。

(8)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部コースを除きます。)|15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(9)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「弊社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(10)旅行契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の番号等旅行代金(一部申込金)のお支払いを受けると(以下「提携契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他通信手段による旅行契約を締結することができます。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②旅行契約の申込みと同時に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加え「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し込みいただけます。

③旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発行した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④旅行契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

(11)当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りすることがあります。他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき、

お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき、

お客様が虚偽を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

(12)その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

■お客さまが出発までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が発表される場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター(海外安全相談課) 03-5501-8162

渡航先「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1:「十分注意してください。」

イ 通常通り旅行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

ロ 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」

イ 原則旅行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、旅行いたします。その場合の対応はロに準じます。

ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

ハ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、変更日又は出発日を変更して参加していた場合、従前の旅行に係る取消料は収められません。

ニ ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を収められません。

ホ 渡航中に当該情報が発表された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

旅行を中止いたします。

衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省 検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金であり、追加代金は、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名(および添乗員が同行しない場合は現地手配代行等との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までにお渡しします。ただし、出発の7日前以降に申込金の場合には旅行開始日までに交付することがあります。なお、交付日以前であってもお届合せたい場合は申し受けます。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社が関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。準し、経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

(2)複数でお申し込みのお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様が一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責任に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消

①お客様が数人が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時は33日目)に当日前日に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

②旅行代金を期日までに支払いただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客様が「お申し込み(9)」①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として7,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一償は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基準となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合を除きます。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地または航空又は旅行終了地である空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各欄に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客様が故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

(1)エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)また下記()はごも、北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アジア・中東・10,000(7,500)円

アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・10,000(7,500)円

アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・10,000(7,500)円

(2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・1,000円(大人・子ども共通)

*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お買い物案内について

お客様がの便をお客さまはかかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お土産の選定には、万全を期しておりますが、購入の際は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。ご購入がご生じないように商品の種類およびサイズ・商品の受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認ください。お客様ご自身の責任でご購入ください。ワンストップ契約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている商品がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

イ、当社およびご旅行をお申し込みいただいた委託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます(但し、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします)。

ロ、当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品利用履歴、メールアドレス

ハ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)により、当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp/>からもご覧いただけます。当社がいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。